

出生届を提出された方に お祝い品を贈呈します

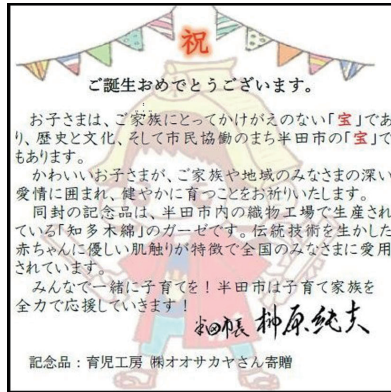
対象 4月1日以降に出生届を市へ
提出された方

場所 市民課（開庁時間内に限る）
お祝い品 知多木綿のガーゼ
（育児工房（株）オオサカヤ寄贈）
問い合わせ 市民課

☎840631



▲知多木綿ガーゼ



▲出生お祝いメッセージカード

令和2年度 固定資産税・都市計画税について

固定資産課税台帳を縦覧できます

納税者のみなさんが自分の土地や
家屋の評価額が他の土地や家屋と比
較して、適正かどうかを確認いただ
ける、土地価格等縦覧帳簿及び家屋
価格等縦覧帳簿を縦覧できます。

縦覧期間

4月1日（水）～4月30日（木）開庁時間
（土・日曜日、祝日を除く）

場所

税務課（市役所2階11番窓口）

縦覧対象者

土地または家屋に対する固定資産
税の納税者

記載内容

◇土地価格等縦覧帳簿

所在、地番、地目、地積、価格

◇家屋価格等縦覧帳簿

所在、家屋番号、種類、構造、床
面積、価格

課税台帳の閲覧・証明制度

納税義務者（所有者）の方は、固
定資産課税台帳記載事項の閲覧また
は記載事項の証明を申請できます。
持ち物

本人確認ができる書類（運転免許

証など）

※代理の方が申請される場合は、代
理の方の本人確認書類と納税義務
者（所有者）からの委任状が必要
です。

手数料

◇閲覧

100円

◇記載事項の証明

200円

※固定資産税・都市計画税の納税通
知書・納付書は、課税資産明細書
とあわせて4月上旬に郵送します。

家屋の課税について

新しく家屋を建築した際は、課税
のための家屋調査をお願いしていま
す。

課税される家屋とは、次の3つの
要件を満たしているものをいいます。

①屋根、3方向以上の壁があるもの
②土地に定着しているもの
③その建物の目的とする使い方で使

用できる状態のもの
そのため、倉庫、物置、車庫など

の簡易な建物であっても3つの要件
を満たすものであれば課税の対象と
なります。なお、家屋を取り壊した
り、新築・増改築などされたときは、
税額が変わることがありますので家

屋償却担当までご連絡ください。

償却資産の課税について

土地・家屋以外の事業用資産（償
却資産）については、提出いただい
た償却資産申告書を基に課税されま
す。償却資産をお持ちで未申告の方
は、速やかに申告をお願いします。

都市計画税について

毎年1月1日時点で市街化区域内
にある土地及び家屋を所有してい
る方に課税され、固定資産税とあわせ
て納めていただく税金です。

道路、公園、上下水道、といった
都市計画事業や土地区画整理事業に
要する費用として活用しています。

問い合わせ

税務課

◇家屋、償却資産に関すること

家屋、償却担当 ☎840621

◇土地に関すること

土地担当 ☎840622